

「ごうぎん島根文化振興財団助成事業」募集のご案内

1992年の設立趣意書

島根県は、古い歴史と培われた文化を持ち、豊かな自然や観光資源に恵まれた地域であります。しかしながら、日本経済の国際化、高度情報化等を背景にした変革に直面し、当地でも人々の価値観は多様化し、ライフスタイルも自ずから変化しつつあります。

このような中で、県民のニーズに的確にこたえ、県民生活を真に豊かなものにしていくには、単に経済的な面のみならず教育活動の充実、優れた文化芸術の創造、スポーツの振興等を奨励することにより、地域社会をさらに発展、向上させていくことが必要です。そのためには、民間企業もこれらの活動を支援し、豊かで潤いのある環境づくりに貢献していくことが求められていると思います。

株式会社山陰合同銀行は、創立以来、地域経済の発展に努めてまいりましたが、このたび、創立50周年を迎えたことを記念して、財団法人ごうぎん島根文化振興財団を設立することと致しました。この財団は、今後各種支援・協賛事業を通じて、文化的側面から21世紀に向けて新しい地域社会の創造に積極的に寄与していこうとするものであります。

1.財団の概要

- (1) 名称 公益財団法人ごうぎん島根文化振興財団
- (2) 設立 1992年2月29日
- (3) 公益法人移行 2011年8月1日
- (4) 基本財産 4億円
- (5) 目的 島根県内の教育・芸術文化・スポーツ活動に対して助成、協賛を行い、もって県民生活の向上と豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする
- (6) 事業内容
 - 教育の向上に資する活動に対する助成、協賛
 - 芸術文化の普及や振興に資する活動および発表会等に対する助成、協賛
 - スポーツの普及や振興に資する活動および競技会等に対する助成、協賛

2.助成対象となる活動

- (1) 教育振興に寄与する活動
- (2) 芸術文化活動の企画において、一般市民に鑑賞機会を提供する活動
- (3) 地域における芸術文化の向上発展に寄与すると認められるアマチュアを中心とした団体の公演活動
- (4) 地域に根ざした民俗芸能の保存と育成を図るための活動
- (5) 地域に根ざした各種スポーツの普及や振興を目的とする活動

3.助成対象とならない活動および費用

- (1) 個人的活動
- (2) 営利を目的とする収益活動
- (3) 地域おこしイベント
- (4) 飲食や物品販売を中心とした活動
- (5) 効果が団体構成員にとどまる活動
- (6) スポーツ活動における指導者育成活動
- (7) 県・市町村など行政が主催・主導する活動
- (8) 練習・合宿費用、全国大会等への出張費用
- (9) 施設の整備や備品等の購入
- (10) 懇親会・打ち上げ等の飲食費
- (11) その団体の維持、運営そのものにかかる経費

4.助成の申請から助成金の交付までの手順および注意事項

(1) 助成の申請	<ul style="list-style-type: none">●申請件数 1団体1件●受付期間 2020年12月14日(月)～2021年1月31日(日)●申請方法<ul style="list-style-type: none">①郵送(1月31日消印有効) 郵送先:〒690-0062 松江市魚町10番地 山陰合同銀行 地域振興部内 ごうぎん島根文化振興財団事務局②ごうぎん窓口へ持参 申請書類を封入して、お近くのごうぎん窓口へ持参してください。
(2) 助成の決定	<ul style="list-style-type: none">●助成の採否および助成額は、2021年3月中旬に決定し、文書でお知らせいたします。●助成の申請をいただいたにもかかわらず、ご要望にお応えできない場合(不採択、減額)もございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。 <p>尚、ご要望にお応えできない場合(不採択、減額)の理由に関するお問合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">○採択方法:採択された活動につきましては、次年度は助成対象外とさせていただきます。尚、辞退された場合でも次年度は助成対象外とします。○助成が決定した活動につきましては、当財団のホームページ上に団体名、活動概要、助成額を公表いたします。</div>
(3) 活動の実施	<ul style="list-style-type: none">●チケット、パンフレット、プログラム、ポスター等には、必ず「ごうぎん島根文化振興財団助成事業」である旨を表示してください。
(4) 報告書の提出	<ul style="list-style-type: none">●活動終了後、助成決定時の文書に同封する「助成決定後の手順等」を参照のうえ、速やかに「活動報告書」等関係書類一式を提出してください。
(5) 助成金の交付	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">○活動内容、決算報告書等を確認後、ご指定の口座へ振込いたします。</div>